

## 児童相談所等での経験を求める採用制度の見直しについて(案)

### 1 趣旨

令和元年度の実施結果を踏まえ、喫緊の課題である児童相談所の開設・運営に向けた確実な人材確保を図るため、受験対象者拡大の観点から、以下のとおり見直しを行う。

### 2 見直しの内容(詳細は別紙1のとおり)

#### (1) 児童相談所等における業務経験の内容

児童福祉区分については「児童相談所(一時保護所を含む。)又は児童福祉施設における相談援助業務」とし、児童心理区分については「児童相談所(一時保護所を含む。)等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務」とする。

#### (2) 児童相談所等における業務経験の年数

2級職については3年以上、3級職については5年以上とする。

### 3 実施年度

令和2年度から令和5年度までの試験・選考で実施する。

### 4 見直しに伴う特例措置(詳細は別紙2のとおり)

制度の見直しに伴い、令和2年度に限り、内部職員の特例能力認定を実施する。

## 児童相談所等での経験を求める採用制度の見直しについて（案）

項目	内容	
対象職種	福祉	
採用区分	児童福祉	児童指導
採用時の職級	1 級職、2 級職、3 級職	
年齢	試験・選考受験日の属する年度の末日において、60 歳未満	
資格等	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した者又はこれに相当する者
民間企業等における業務従事歴 ※	1 級職	試験受験日の属する年度の末日において、直近 10 年中 4 年以上の業務経験（うち児童相談所等における業務経験が 2 年以上）
	2 級職	試験受験日の属する年度の末日において、直近 14 年中 8 年以上の業務経験（うち児童相談所等における業務経験が <u>3 年以上</u> ）
	3 級職	試験受験日の属する年度の末日において、直近 18 年中 12 年以上の業務経験（うち児童相談所等における業務経験が <u>5 年以上</u> ）
受験資格	児童相談所等における業務経験 〈児童福祉区分〉 児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務	児童相談所等における業務経験 〈児童心理区分〉 児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務 (例) 福祉関係…児童福祉施設、障害者福祉施設など 医療関係…病院、保健所、精神保健福祉センター、リハビリテーションセンターなど 司法関係…家庭裁判所、少年鑑別所、少年院など 教育関係…学校、教育委員会など
その他	実施方法、初任給、採用後の任用上の取扱いについては、現行と同様とする。	

※下線部太字ゴシックは、今回の見直し箇所

## 児童相談所等での経験を求めめる採用制度の見直しに伴う 内部職員の特例能力認定の実施について（案）

項目	内容
目的	児童相談所の円滑な開設・運営の観点から、児童相談所等での経験を求めめる採用制度の見直しに伴い発生する処遇差を解消し、児童相談所等での有用な前歴を有する内部職員の能力活用を図ることを目的として実施する。
対象職種	福祉、心理
受験可能な職務の級	1級職、2級職又は3級職のうち、現に任用されている職務の級と同一又は上位の級とする。 なお、現に任用されている職務の級と同一の級を受験希望する者で、かつ、1級上位の職務の級への昇任選考等受験資格に規定する在職年数（以下「受験資格在職年数」という。）が短縮されないものは、受験申込をすることができない。ただし、受験資格在職年数が変わらないうち、かつ、給与上の有利が生じるものは、受験申込をすることができる。
受験資格	次のいずれの要件も満たす者 ・現に特別区における任期の定めのない職員（以下「正規職員」という。）のうち、福祉又は心理の職種にあるもので、同一職種における児童相談所等での経験を求めめる採用試験・選考の受験資格を有するもの。ただし、正規職員としての直近の在職期間は、民間企業等における業務従事歴には含まれない。 ・令和元年度以前に実施された採用試験・選考により採用された者
主任職昇任選考、係長職昇任能力実証との関係	特例能力認定の受験申込を行った者は、令和2年度に実施される区の主任職昇任選考及び係長職昇任能力実証の対象外とする。
実施方法	特別区人事委員会が定める方法による。
合格後の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者については、受験した特例能力認定に対応する能力のあるものとみなし、原則、令和3年度当初から、児童相談所等での経験を求めめる採用試験・選考合格者と同様の任用上の取扱いをとする。</li> <li>・現に属する職務の級より上位の級に合格した者については、合格した職務の級の昇任選考・能力実証に合格したものとみなし、原則、令和3年度当初から、当該職務の級に任用するものとする。</li> <li>なお、現に1級職に任用されている者で3級職（係長級）の区分に合格したもののについては、主任職昇任選考についても合格したものとみなす。</li> </ul>
給与決定方法	特別区人事委員会の行う能力認定に合格した場合における給与決定方法に準じる。
実施時期	令和2年度
休職者等の取扱い	休職、結核休養、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は停職期間中で、選考日までに復職できない者は、受験できない。
その他	選考内容、合格者の決定方法、申込方法等に関しては、特別区人事委員会が定めるところによる。